



JASDAQ

平成 23 年 7 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社 ゴトー
代表者名 代表取締役社長 後藤 行宏
(J A S D A Q ・ コード 9817)
問合せ先
常務取締役管理本部長 土橋 文彦
電話 055-923-5100

MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 7 月 8 日開催の取締役会において、以下のとおり、マネジメント・バイアウト (MBO) (※) のための一連の取引 (以下「本取引」といいます。) の一環として行われる株式会社Gプランニング (以下「公開買付者」といいます。) による当社の発行済普通株式 (以下「当社普通株式」といいます。) に対する公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。) に賛同するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を勧める旨を決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、当社の取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続により当社を完全子会社化することを企図していること、及び当社普通株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

(※) マネジメント・バイアウト (MBO) とは、一般的に、買収対象会社の経営陣が買収資金の全部又は一部を出資して、事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

1. 公開買付者の概要

(平成 23 年 7 月 8 日現在)

(1) 名 称	株式会社Gプランニング
(2) 所 在 地	静岡県沼津市小諏訪 459 番地
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 後藤行宏
(4) 事 業 内 容	公開買付者は、当社の株券等の取得及び所有すること等を主たる事業の内容としております。
(5) 資 本 金	1,000,000 円
(6) 設 立 年 月 日	平成 23 年 6 月 6 日
(7) 大株主及び持株比率	後藤行宏 100%

(8) 上場会社と公開買付者の関係	資本関係	当社と公開買付者との間には、記載すべき資本関係はありません。なお、当社の代表取締役社長である後藤行宏氏が公開買付者の議決権の100%を所有しております。
	人的関係	当社の代表取締役社長である後藤行宏氏が公開買付者の代表取締役を兼務しております。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	当社の代表取締役社長である後藤行宏氏が公開買付者の議決権の100%を所有しているため、当社の関連当事者に該当します。

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 意見の内容

当社は、平成 23 年 7 月 8 日開催の当社の取締役会において、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）及び諸条件について当社の企業価値向上の観点から慎重に検討を行った結果、下記「(2) 意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付価格及び諸条件は妥当であり、当社の株主の皆様に対して合理的な価格により売却の機会を提供するものであると判断し、後記のとおり利害関係を有しない出席取締役の全員一致により、①本取引の一環として行われる本公開買付けに賛同すること、②当社の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を勧めることを決議いたしました。

(2) 意見の根拠及び理由

①本公開買付けの概要

公開買付者は、公開買付者の代表取締役及び当社の代表取締役社長である後藤行宏氏が、発行済株式の全てを所有する会社であり、平成 23 年 6 月 6 日に、当社普通株式の取得及び所有することを主たる目的として設立された会社です。

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

今般、公開買付者は、本取引の一環として、当社普通株式の全て（但し、当社が所有する自己株式及び当社の主要株主であり後藤行宏氏の配偶者である後藤恵子氏が代表取締役を務めており、後藤行宏氏及びその親族が全ての議決権を所有する有限会社ゴトーエンタープライズ（所有株式数 3,481,920 株、当社が平成 23 年 5 月 31 日に提出した第 58 期有価証券報告書に記載された平成 23 年 2 月 28 日現在の発行済株式総数（9,207,753 株）から当社が同日現在所有する自己株式数を除いた株式数に占める割合（以下「株式所有割

する予定です。

本取引は、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により行われるものであり、本日現在において公開買付者の発行済株式数の全ては、当社の代表取締役社長である後藤行宏氏により所有されており、後藤行宏氏は、本取引後も、特段の事情がない限り、引き続き当社の代表取締役社長に留まり、当社の経営にあたる予定です。

また、公開買付者は、後藤行宏氏から、本公開買付けの決済後一定期間以内において、公開買付者が新規に発行する普通株式を引き受ける旨（引受け条件の詳細は、本日現在において未定ですが、当該株式1株当たりの払込金額は当該新規発行時点における公開買付者の1株当たり純資産を基準として合理的に算定される額とします。）の同意を得ており、後藤行宏氏は、その所有する当社普通株式を本公開買付けに応募することによって受領する金銭の全部又は一部をもって払い込む予定です。

②本取引に関する合意

当社は、公開買付者より、本取引に関して公開買付者が行った合意につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、本公開買付けに係る決済等に要する資金として、本公開買付けの成立を条件に、株式会社静岡銀行から25億円を上限とした貸付け（以下「本件買収ローン」といいます。）を受けることを予定しております。本件買収ローンに係る融資条件の詳細は、別途協議のうえ、本件買収ローンに係る融資契約において定めることとされておりますが、本件買収ローンに係る融資契約では、通常の買収ローンに規定される貸出実行の前提条件、確約事項等のこの種の融資契約に通常定められている契約条件が規定される予定です。本件買収ローンに関しては、①後藤行宏氏が本日現在において所有する公開買付者の発行済株式の全て、②公開買付者が本公開買付けにより取得する当社普通株式及び③後藤行宏氏が本公開買付けの決済後一定期間以内において引受けにより取得する公開買付者の普通株式に対して担保権が設定されることが予定されています。

③本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針

当社は、昭和23年3月に静岡県沼津市において故後藤成夫氏により「ゴトー洋服店」として開業し、その後、昭和29年3月に組織を整備するため「有限会社ゴトー洋服店」と法人組織化し、昭和50年8月に「株式会社ゴトー」と組織変更するまでの間、静岡県東部を中心にチェーンストアとして展開しておりました。その後、平成3年2月に日本証券業協会に株式の店頭登録を果たし、平成16年12月に株式会社ジャスダック証券取引所（現 株式会社大阪証券取引所が運営するJASDAQ（スタンダード））に株式上場を果たしました。

現在、当社の事業は、(i) 一般顧客に対するDVD・CD・コミックのレンタル、DV

D・CD・書籍・ゲームソフト及びハードの販売を行うTSUTAYA事業、(ii) 書籍・CD等のリユース販売及び買取り、また、リユーススポーツ用具・衣料、リユースキッズ衣料及びベビー用品の販売並びに買取りをするBOOK OFF事業、(iii) 新品ゲームソフト及びハードの販売、リユースゲームソフト及びハード(ゲームツタヤを除く)の販売並びに買取りを行うゲーム事業、(iv) メンズ衣料・カジュアル衣料・レディース衣料の販売、ゴルフ・スポーツ用品の新品の販売及び中古品の販売並びに買取りをするファッションその他事業を主な事業としております。

創業の紳士服専門店事業は、昭和50年代以降、地域商店街への出店から郊外型大型店舗の出店にシフトし、需要の拡大を受けて売上高・利益ともに大きく成長いたしました。しかしながら、平成10年頃には、紳士服専門店の出店余地が少なくなる一方で、店舗を全国展開する大手紳士服チェーンとの出店競争が激化してまいりました。同時に、大手紳士服チェーンを中心に、紳士服の生産拠点をこれまでの国内から中国・東南アジアといった海外に移転することによって、紳士服の低価格化が進んだことにより、当社の紳士服専門店の事業環境は非常に厳しい状況となったことから、当社は、事業の選択と集中を決断し、平成16年に紳士服販売店舗15店舗を譲渡いたしました。

一方で、当社は紳士服専門店事業で獲得した資金を活用する形でフランチャイジー事業を開始し、平成6年に、当社としてのBOOK OFF1号店であるBOOK OFF浜松高林店を、平成7年に、当社としてのTSUTAYA1号店であるTSUTAYA座間ひばりが丘店をそれぞれ出店し、以後フランチャイズ店舗の多店舗化による成長を目指してまいりました。その結果、TSUTAYA事業及びBOOK OFF事業の売上高は平成23年2月期において、それぞれ5,205百万円及び3,097百万円に成長し、当社の主力の事業となっております。

しかしながら、BOOK OFF、TSUTAYAを中心に営んでいるカルチャー事業においても、近年、全国的にBOOK OFF、TSUTAYAだけでなく同業種の店舗の出店が増加し出店余地が少なくなり、競合と競争激化、低価格化、CD市場の縮小、新刊本市場の縮小といった傾向が顕著であり、かかる傾向は当社の創業事業である紳士服専門店事業でも起きていた現象と認識しております。さらに、インターネットによるDVD・CD・書籍等の販売、映像・音楽配信、電子書籍、SNSビジネスの拡大は、当社の主力とするカルチャー事業のリアル店舗との競争激化要因と予想され、一段と厳しい経営環境となり、今後は、既存店の収益向上の為、取扱商品や業態の変更、店舗リニューアルや大型化による需要の掘り起こし等、抜本的な改革を実施することが不可欠となっております。

このような当社を取り巻く経営環境の悪化に伴い、店舗閉鎖等を含む事業の整理を進めた結果、平成22年2月期は当期純損失264百万円を計上し、遺憾ながら無配となりました。また、平成23年2月期においては、売上高は10,539百万円と、前年同期比で15.0%減となり、不採算店舗への対応及び取扱商品の見直しを進める等、売上高減少による売上

高総利益額の減少に対し、販売費及び一般管理費の節減に努めたものの、営業利益は0百万円と、前年同期比で94.0%減となっております。平成24年2月期においては、平成23年2月期に実施した不採算店舗の閉鎖等による収益改善を織り込み、売上高9,737百万円、営業利益96百万円と見込んでおりますが、これらの施策による利益の創出は限界に達している状況です。

さらに、わが国の経済は、今般の東北地方太平洋沖地震の影響に伴う国内の生産活動の大幅な低下と震災後の消費マインドの悪化による個人消費の低下が予想されており、景気の持ち直しには、かなりの時間がかかるものと考えられます。

上記のような厳しい状況を踏まえ、公開買付者の代表取締役であり、当社の代表取締役社長である後藤行宏氏は、こうした厳しい事業環境下で当社が将来にわたって継続的に企業価値を向上させていくためには、中長期的な視点での抜本的かつ機動的な事業構造の再構築が不可欠であり、そのためには更なる経営資源の選択と集中を図りながら、短期的な売上や利益、株価にとらわれず、当社の創業の精神である“チャレンジ”を断行することが必要であると考えているとのことです。

具体的には、「顧客の創造と顧客満足の追及」を具現化する商品の品揃え拡充・見直しや、人材育成、店舗改装等の店舗付加価値の向上、新規事業の開発と既存事業の業態転換も含む抜本的かつ機動的な事業の再構築が必要であるものの、スマートフォンや交流ゲームなどインターネット経由で手軽かつ安価に映像・音楽・ゲームを楽しむことができる時代が到来したことに象徴されるように、急速な技術革新と経営環境が激変する中で、かかる事業構造の再構築を実現するためには相応の時間が必要となると考えているとのことです。さらに、その効果と確実性は予測が難しく、短期的ではありますが、売上規模の縮小や利益水準の低下、キャッシュ・フローの悪化等により、当社の経営に重大な影響を与え、結果として、収益低下による配当の取り止めや株式市場から十分な評価を得られないことにより、後藤行宏氏及び有限会社ゴトーエンタープライズ以外の当社の株主の皆様に対して多大なる影響を与えてしまう可能性も否定できないと考えているとのことであり、当社としても、後藤行宏氏からこのような説明を受け、同様の問題認識を共有するに至っております。

また、当社は平成3年2月に日本証券業協会に株式の店頭登録を果たし、ブランド力の向上、知名度の向上による優れた人材の確保、取引先に対する社会的な信用力の向上等、様々なメリットを享受してまいりましたが、上場を維持するために必要な様々なコスト（株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託に係る費用、金融商品取引法上の有価証券報告書等の継続開示に係る費用、監査報酬、J-SOXへの対応等）の増加や今後さらにIFRS適用に向け人件費等の費用や実務上の負担の増大が見込まれており、株式の上場を維持することが当社の収益を圧迫する可能性があると考えており、この点についても、当社は、後藤行宏氏と同様の問題意識を共有するに至っております。

以上のような状況を踏まえ、後藤行宏氏は上記のような事業構造の再構築及び取り組み

の強化に伴うリスクを当社の一般株主の皆様の負担に帰せしめることを回避し、上場維持のコストを削減するとともに、当社の中長期的な企業価値向上のため、簡素化された株主構成の下、短期的な業績に左右されることなく、機動的かつ柔軟な経営判断が遂行できる体制を構築し、事業構造の抜本的な改革及び取り組みの強化を実施していくためには、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により、公開買付者が当社の全株式（但し、当社の所有する自己株式及び非応募対象株式を除きます。）を取得して非公開化することが最善の手段であると考えに至りました。そして、後藤行宏氏は、本取引の実現可能性についての予備的な検討を開始し、平成23年6月1日には、マネジメント・バイアウト（MBO）の実現可能性の精査のための買収監査（デュー・ディリジェンス）の実施等を依頼するため、当社に対し「第一回提案書」を提出し、当社の上記の了承を得て、買収監査（デュー・ディリジェンス）を実施しています。また、平成23年6月6日には、本取引を実行するための買収目的会社として公開買付者を設立しました。公開買付者は、平成23年6月22日には、本公開買付けの条件を記載した「第二回提案書」を当社に提出し、買付価格等の条件の詳細について当社に提案した上で、当社との間で協議・検討を行ってまいりました。

当社は、公開買付者の上記提案を受けて、上記の現状に鑑みれば、この状況を脱するためには、上記のような事業構造の抜本的な改革及び取り組みの強化を実施することが必要不可欠であるとの認識を公開買付者と共有するに至りました。

また、当社は上記のような事業構造の再構築及び取り組みの強化に伴うリスクを当社の一般株主の皆様の負担に帰せしめることを回避し、上場維持のコストを削減するとともに、当社の中長期的な企業価値向上のため、簡素化された株主構成の下、短期的な業績に左右されることなく、機動的かつ柔軟な経営判断が遂行できる体制を構築し、事業構造の抜本的な改革及び取り組みの強化を実施していくためには、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により、公開買付者が当社の全株式（但し、当社の所有する自己株式及び非応募対象株式を除きます。）を取得して非公開化することが最善の手段であると考えに至りました。また、下記「(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」記載のとおり、本公開買付価格及び諸条件は妥当であり、当社の株主の皆様に対して合理的な価格により売却機会を提供するものであると判断しました。

なお、後藤行宏氏は、本取引後も、特段の事情がない限り継続して当社の経営にあたることを予定しております。また、当社は、公開買付者から、本公開買付け実施後に当社の経営体制を大幅に変更する予定はないと聞いております。

(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び当社は、本公開買付けがマネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買

付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、以下のような措置を実施しました。なお、以下の記述中の公開買付者において実施した措置については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

①独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関である大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）より、平成 23 年 7 月 6 日付で株式価値算定書を取得し、参考としております。

大和証券は、採用すべき算定方法を検討の上、市場株価法、類似会社比較法及び DCF 法の各手法を用いて当社の株式価値の分析を行いました。大和証券により上記各手法において算定された当社普通株式の 1 株当たりの株式価値はそれぞれ以下のとおりです。

i 市場株価法

市場株価法では、当社普通株式が株式会社大阪証券取引所の開設する市場である JASDAQ（スタンダード）（以下「JASDAQ」といいます。）に上場されており、株式市場における第三者間の取引価格を反映させる目的で、当社普通株式の株価及び出来高の推移を勘案し、平成 23 年 7 月 5 日を評価基準日として、直近 1 ヶ月間の出来高加重平均株価（220 円。小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算において同様に計算しております。）、直近 3 ヶ月間の出来高加重平均株価（220 円）及び直近 6 ヶ月間の出来高加重平均株価（224 円）を基に、当社普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 220 円から 224 円までと分析しています。

ii 類似会社比較法

次に、類似会社比較法では、事業内容、収益性及び資本構成等について当社と類似すると考えられる上場企業が存在するため、市場株価法を補完する目的で、当社と類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を分析し、当社普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 335 円から 386 円までと分析しています。

iii DCF 法

最後に、DCF 法では、当社は事業計画（※）を作成しており、当該事業計画をベースに将来創出されるキャッシュ・フローを予測し、これに基づく当社株式価値の分析が可能であり、当社の本質的な株式価値を表す目的で、当社の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 24 年 2 月期以降の当社の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、事業リスク及び財務リスクに応じた割引率（加重平均資本コスト）にて現在価値へ割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 365 円から 431 円までと分析しています。

(※) 当社の業績は平成 23 年 2 月期においては、売上高 10,539 百万円、営業利益 0 百万円でしたが、同期に不採算店舗の閉鎖等を実施したことによる収益改善を織り込み、平成 24 年 2 月期においては、売上高 9,737 百万円、営業利益 96 百万円と見込んでおります。また、平成 25 年 2 月期以降の収益予想においては大幅な増減益を見込んでおりません。

公開買付者は、平成 23 年 6 月 22 日に、大和証券による株式価値算定の途中経過、当社普通株式の市場株価の動向、過去の類似の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例等を総合的に勘案し、当社に対して、公開買付価格を当社普通株式 1 株当たり 385 円とすることを提案いたしました。その後、公開買付者は、当社に設置された第三者委員会における協議・検討の結果を踏まえた上で、当社と協議・交渉を行いました。そして、かかる協議・交渉を通じて、当社による本公開買付けへの賛同の可否、マネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われた過去の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び当社普通株式の市場価格の動向、本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案した結果、当初、当社に対して提案した公開買付価格を見直すことが適切であるとの判断に至りました。そこで、公開買付者は、大和証券より平成 23 年 7 月 6 日付で取得した株式価値算定書における算定結果を参考に、最終的に平成 23 年 7 月 7 日に、改めて、当社に対し、公開買付価格を当社普通株式 1 株当たり 395 円とすることを提案し、当社の上承を得て、同価格を公開買付価格として、本公開買付けを行うことを決定しました。

本公開買付価格 395 円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成 23 年 7 月 7 日の J A S D A Q における当社普通株式の終値 223 円に対し 77.13%のプレミアムを、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日から遡る過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値（220 円）に対し 79.55%のプレミアムを、同過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値（221 円）に対し 78.73%のプレミアムを、同過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値（223 円）に対し 77.13%のプレミアムをそれぞれ加えた額に相当します。なお、公開買付者は大和証券から買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

一方、当社の取締役会は、公開買付者から提示された本公開買付価格の評価を行うにあたり、その意思決定過程の公正性を担保すべく、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しない株式会社 K P M G F A S（以下「K P M G」といいます。）に当社普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成 23 年 7 月 6 日付で同社より株式価値算定書を取得しました。K P M G は、当社経営陣から事業の現状及び将来の事業計画等の資料の提供を受け、それらの情報を踏まえて株式市価法及び D C F 法の各手法を用いて当社の 1 株当たり株式価値の算定を実施し、それぞれの手法において算定された当社普通株式 1 株当たりの株式価値は以下のとおりです。

i 株式市価法

当社普通株式は株式市場に上場しており、株価が直接参照可能であるため、株式市価法を採用しました。株式市価法では、平成 23 年 7 月 5 日を評価基準日として、JASDAQ における当社普通株式の株価及び出来高の推移を勘案し、直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値 (219 円)、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値 (221 円) 及び直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値 (223 円) を基に、当社普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 219 円から 223 円までと分析しています。

ii DCF 法

DCF 法は評価対象企業の将来キャッシュ・フローを基礎とするため、当社の超過収益力や事業リスクを評価に反映させることが可能であることから、DCF 法を採用しました。DCF 法では、当社の事業計画 (※)、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 24 年 2 月期以降の当社の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、事業リスク及び財務リスクに応じた割引率 (加重平均資本コスト) にて現在価値へ割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 381 円から 405 円までと分析しています。

なお、当社は KPMG から買付価格の公正性に関する意見 (フェアネス・オピニオン) を取得しておりません。

(※) 当社の業績は平成 23 年 2 月期においては、売上高 10,539 百万円、営業利益 0 百万円でしたが、同期に不採算店舗の閉鎖等を実施したことによる収益改善を織り込み、平成 24 年 2 月期においては、売上高 9,737 百万円、営業利益 96 百万円と見込んでおります。また、平成 25 年 2 月期以降の収益予想においては大幅な増減益を見込んでおりません。

②当社における第三者委員会の設置

当社の取締役会は、平成 23 年 6 月 6 日、本公開買付けに係る当社の意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を担保するために、当社、公開買付者及び支配株主から独立した外部有識者によって構成される第三者委員会 (第三者委員会の委員としては、公開買付者、当社及び支配株主から独立性を有し、監督能力及びアドバイス能力並びに専門知識を備えている、松本宗大氏 (弁護士。スクワイヤ・サンダース・三木・吉田外国法共同事業法律特許事務所)、橋本卓也氏 (公認会計士。株式会社エスネットワークス) 及び須山敏氏 (会社法 (平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じ。)) の規定する社外監査役であり、株式会社大阪証券取引所の規定に基づく独立役員として指定・届出されている。) の 3 氏を選定しています。各委員と公開買付者及び当社との間には、上記のとおり須山敏氏が当社の社外監査役である関係を除き、現在及び過去において取引関係は一切ございません。) を設置し、当社の取締役会が本取引の一環として行われる本公開買付けに関して意思決定を行う前提として、(a) 本取引の目的の正当性 (本取引による当社企業価値の向上の有無)、(b) 公開買付価格の公正性、

(c) 意思決定に至る手続の適正性、(d) 上記を踏まえ、当社の意思決定が少数株主に不利益でないことにつき、当社の取締役会に対して答申を行うことを諮問する決議を行いました。

第三者委員会は、平成 23 年 6 月 10 日に設置以降、合計 5 回にわたり委員会を開催し、当社の取締役会からの諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。第三者委員会は、かかる検討にあたり、公開買付者及び当社から独立したリーガルアドバイザーである TMI 総合法律事務所から、委員会の運営全般につき法的助言を受けつつ、当社から本取引の背景、検討状況及び当社の本取引に対する考え方について説明を受けており、また、KPMG が当社に提出した株式価値算定書を参考にするとともに、KPMG から当社の普通株式の株式価値算定に関する説明を受けております。

第三者委員会は、かかる経緯の下、諮問事項について慎重に検討を重ねた結果、平成 23 年 7 月 7 日付で、当社の取締役会に対し、(a) 本取引の目的の正当性を疑わせる事情は見当たらず、本取引の実行により当社の企業価値の向上が見込まれると判断することには合理性がある、(b) 本公開買付価格の公正性が確保されていると判断することは合理性がある、(c) 本取引においては、利益相反の回避の観点から、適切な措置が講じられており、これに従い本公開買付けに賛同する旨、当社の株主には応募を推奨する旨決議がなされた場合には、公正な手続によってなされたものと評価できる、(d) 上記を踏まえると、当社の取締役会が、少数株主にとって特段不利益なものではないと判断し、上記賛同決議を行うことは、取締役として合理的な判断である旨の答申を行うことを、委員全員一致で決議いたしました。

③独立した法律事務所からの助言

当社の取締役会は、その意思決定過程における透明性及び合理性を確保するため、リーガルアドバイザーとして、公開買付者及び当社から独立した第三者である TMI 総合法律事務所を選任し、本取引及び本公開買付けにおける意思決定過程、意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を依頼しました。同事務所は、必要に応じて当社の取締役会との間で協議を行い、本取引及び本公開買付けによって実現することが見込まれる当社の企業価値向上の具体的内容等について説明を受けたほか、その他法的助言にあたり関連する情報を取得しております。当社は、TMI 総合法律事務所から本取引及び本公開買付けにおける意思決定過程、意思決定方法その他の留意点に関する助言を受け、当該助言を参考に、当社の企業価値向上の観点から本取引及び本公開買付けにつき慎重に協議・検討を行いました。

なお、公開買付者は、公開買付者及び当社から独立したリーガルアドバイザーである佐藤総合法律事務所から、本公開買付けに対する価格決定プロセス、意思決定プロセス等について法的助言を受けたとのことでした。

④利害関係を有しない当社の取締役及び監査役全員の承認

当社の取締役のうち後藤行宏氏は、公開買付者の代表取締役を兼任していることから、本公開買付けを含む本取引に関して当社と構造的な利益相反状態にあることに鑑み、本取引に関連して開催された当社の取締役会における全ての審議及び決議に参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議・交渉にも参加していません。

当社の取締役会は、KPMGより取得した株式価値算定書を参考にした上で、TMI 総合法律事務所からの本取引における意思決定過程・意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を受けつつ、公開買付者との間で本公開買付価格及び企業価値向上策等の諸条件につき協議・交渉を行いました。その上で、当社の取締役会は、平成 23 年 7 月 8 日開催の当社の取締役会において、KPMGより取得した株式価値算定書を参考にしつつ、第三者委員会の答申を踏まえ、本公開買付けを含む本取引について当社との間で構造的な利益が相反状態にある後藤行宏氏以外の当社の取締役全員が出席の下、本公開買付価格及び諸条件について当社の企業価値向上の観点から慎重に検討を行った結果、当社普通株式を非公開化した上で、簡素化された株主構成の下、短期的な業績に左右されることなく、機動的かつ柔軟な経営判断が遂行できる体制を構築し、事業構造の抜本的な改革及び取り組みの強化を実施していくことが、当社の中長期的な企業価値向上に資するとの結論に至り、また、KPMGより取得した株式価値算定書、第三者委員会の答申、当社と買付者との交渉の経緯及び過去の類似の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例等を総合的に勘案した結果、本公開買付価格及び諸条件は妥当であり、当社の株主の皆様に対して合理的な価格により売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を勧める旨を出席取締役全員一致により決議しました。また、上記取締役会には全ての監査役が審議に参加し、監査役全員が、当社の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べています。

⑤買付価格の公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、本公開買付けの公開買付期間について、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、30 営業日としております。公開買付期間を比較的長期にすることにより、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外の者にも当社普通株式に対して買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。また、公開買付者と当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

⑥買付予定の株券等の数の下限の設定

公開買付者は、本応募対象株式を所有する株主以外の当社の株主の皆様の意思を尊重するため、(i) 上記の各株主の所有する当社普通株式の合計である本応募対象株式(1,775,768株)並びに(ii)当社が平成23年5月31日に提出した第58期有価証券報告書に記載された平成23年2月28日現在の発行済株式総数(9,207,753株)から、当社が同日現在所有する自己株式数(398株)、本応募対象株式の数(1,775,768株)及び非応募対象株式の数(3,481,920株)を控除した株式数(3,949,667株)の過半数に相当する株式数(1,974,834株)の合計(3,750,602株、株式所有割合:40.73%)を買付予定数の下限と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。このように、公開買付者は、本応募対象株式の応募に加えて、本応募対象株式、非応募対象株式及び当社が所有する自己株式以外の当社普通株式の過半数の応募がない場合には、本公開買付けを行わないこととし、当社の少数株主の皆様の意思を尊重した買付予定数の下限の設定を行っております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買取に関する事項)

公開買付者によれば、公開買付者は、本公開買付けにより当社普通株式の全て(但し、当社が所有する自己株式及び非応募対象株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付け成立後に、以下の方法により、公開買付者が当社普通株式の全て(但し、当社が所有する自己株式及び非応募対象株式を除きます。)を取得するための手続を実施することを予定しているとのことであり、具体的な方法について、当社は以下のとおり説明を受けております。

すなわち、本公開買付けの成立後、公開買付者は、①当社において当社普通株式とは別個の種類株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②全ての当社普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。)を付す旨の定款変更を行うこと、及び③全部取得条項が付された当社普通株式の全部(但し、当社が所有する自己株式を除きます。)の取得と引き換えに別個の種類株式の当社の株式を交付すること(なお、交付する別個の種類株式の当社の株式について、上場申請は行わない予定です。)のそれぞれを付議議案に含む当社の臨時株主総会を本公開買付けの決済日後3ヶ月以内(平成23年11月頃まで)を目処に開催することを、当社に対して要請する予定とのことです。また、上記臨時株主総会にて上記①の付議議案が承認されますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②に係る定款変更の効力を生じさせるには、会社法第111条第2項第1号に基づき、上記臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される当社普通株式を所有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会の決議が必要となるため、公開買付者は、当社に対し、上記②の定款一部変更を付議議案に含む当社普通株式の株主の皆様による種類株主総会の開催を要請する予定とのことです。上記

の各議案が上程された場合、公開買付者は、上記臨時株主総会及び種類株主総会においてこれらの各議案に賛成する予定とのことです。

上記の各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての当社普通株式は全部取得条項が付された上で、その全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）が当社に取得されることとなり、当社の株主（当社を除きます。）の皆様には当該取得の対価として別個の種類の本社の株式が交付されることとなりますが、当社の株主の皆様のうち交付されるべき当該別個の種類の本社の株式の数が1株に満たない端数となる株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別個の種類の本社の株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類の本社の株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主の皆様が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された当社普通株式の取得の対価として交付する本社の株式の種類及び数は、本日現在未定ですが、公開買付者及び有限会社ゴトーエンタープライズが当社の発行済株式の全てを所有することとなるよう、公開買付者及び有限会社ゴトーエンタープライズ以外の本公開買付けに応募されなかった当社の株主の皆様へ交付しなければならない本社の株式の数が1に満たない端数となるよう決定する予定です。

上記各手続に関連する少数株主の皆様への権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定としては、(a)上記②の当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(b)上記③の全部取得条項が付された当社普通株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様は、裁判所に対し、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。これらの(a)又は(b)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

なお、本公開買付けは、上記臨時株主総会及び種類株主総会における当社の株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。

また、上記方法については、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合、公開買付者以外の当社の株主の皆様の本社の普通株式の所有状況又は関係法令についての当局の解釈等の状況によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施し、また実施に時間を要する可能性があります。但し、その場合でも、公開買付者及び有限会社ゴトーエンタープライズが当社の発行済株式の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった株主の皆様に対しては、最終的に金銭を交付する方法の採用を予定しており、この場合に、当社の株主に交付される金銭の額についても、本公開買付価格に当該各株主の

皆様が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。以上の場合における具体的な手続及び実施時期等については、当社と協議の上、決定次第、速やかに公表する予定です。なお、公開買付者は、機動的かつ柔軟な経営判断が遂行できる体制の構築を企図して、上記の各手続の実行後に、平成24年3月を目処として、当社と吸収合併を行うことを予定しておりますが、その具体的な日程等の詳細については未定です。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社普通株式は、本日現在、JASDAQに上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う当社普通株式の数に上限を設定していないことから、本公開買付けの結果次第では、当社普通株式は、JASDAQの上場廃止基準に該当し、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点において当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの成立後に、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、適用法令に従い、公開買付者及び有限会社ゴトーエンタープライズが当社の発行済株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を所有することを予定しておりますので、その場合にも当社普通株式は上場廃止となります。なお、上場廃止後は、当社普通株式をJASDAQにおいて取引することはできなくなります。

3. 公開買付者と当社の株主・取締役等との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者によれば、公開買付者は、本応募予定株式を所有する株主（後藤行宏氏、後藤菊枝氏、後藤久宗氏及び後藤恵子氏）から、それぞれが所有する当社普通株式の全て（合計1,775,768株、株式所有割合にして19.29%）について、本公開買付けに応募する旨の同意を得ているとのこと。他方で、後藤行宏氏は、本公開買付け及びその後の一連の手続により、当社の抜本的かつ機動的な事業構造の再構築による利益水準の低下やキャッシュ・フローの悪化等といった影響が株主の皆様及び後藤行宏氏及び有限会社ゴトーエンタープライズにおいて当該リスクを引き受け、事業構造の再構築を達成することを企図していることから、公開買付者は、有限会社ゴトーエンタープライズの所有する非応募対象株式（合計3,481,920株、株式所有割合にして37.82%）については、本公開買付けに応募せず、かつ、当社普通株式を非公開化するために開催する臨時株主総会及び種類株主総会において、非公開化手続に関連する議案に賛成する旨の同意を得ているとのこと。

4. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

5. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

6. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

7. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

8. 今後の見通し

上記「2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「③本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針」、「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」、及び「(5) 上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照ください。

9. 支配株主との取引等に関する事項

公開買付者は当社の支配株主である後藤行宏氏が議決権の100%を所有している会社であることから、当社の取締役会による本公開買付けに対する意見表明、及び本公開買付け後に実施する本取引に係る一連の手の実施は、支配株主との重要な取引等に該当します。当社は、平成23年5月31日に開示したコーポレートガバナンス報告書Ⅰの4に記載のとおり、支配株主との重要な取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針として、当社と支配株主との取引については、一般の取引と同様に適正な条件で行うことを基本方針とし、当社の意思決定機関である取締役会において、取引の内容及び妥当性について慎重に審議、決議のうえ業務の執行を図ることとし、少数株主に不利益を与えないよう適切に対応することを定めております。

当社は、上記「2. (3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「②当社における第三者委員会の設置」に記載したとおり、当社の取締役会が本取引の一環として行われる本公開買付けに関して意思決定を行う前提として、(a) 本取引の目的の正当性（本取引による当社企業価値の向上の有無）、(b) 公開買付価格の公正性、(c) 意思決定に至る手続の適正性、(d) 上記を踏まえ、当社の意思決定が少数株主に不利益でないことにつき、当社の取締役会に対して答申を行うことを諮問し、当社、公開買付者及び支配株主から独立した第三者委員会からは、平成23年7月8日付で、(a) 本取引の目的の正当性を疑わせる事情は見当たらず、本取引の実行により当社の企業価値の向上が見込まれると判断することには合理性がある、(b) 本公開買付価格を公正性が確保されていると判断することは合理性がある、(c) 本取引においては、利益相反の回避の観点から、適切な措置が講じられており、これに従い本公開買付けに賛同する旨、当社の株主に

は応募を推奨する旨決議がなされた場合には、公正な手続によってなされたものと評価できる、(d) 上記を踏まえると、当社の取締役会が、少数株主にとって特段不利益なものではないと判断し、上記賛同決議を行うことは、取締役として合理的な判断である旨を内容とする意見書を取得したほか、上記「2. (3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じており、上記指針に適合していると考えております。

10. 公開買付者による買付け等の概要

公開買付者が本日公表した添付資料「株式会社ゴト一普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」をご参照ください。

以上

添付資料：公開買付者平成 23 年 7 月 8 日付「株式会社ゴト一普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

平成 23 年 7 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社 G プランニング
代 表 者 名 代表取締役 後藤 行宏

株式会社ゴト一普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社Gプランニング（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 23 年 7 月 8 日、株式会社ゴト一（コード番号：9817、大証 J ASDAQ（スタンダード）、以下「対象者」といいます。）の普通株式を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、公開買付者の代表取締役及び対象者の代表取締役社長である後藤行宏が、本日現在において発行済株式の全てを所有する会社であり、平成 23 年 6 月 6 日に、対象者の発行済普通株式（以下「対象者普通株式」といいます。）の取得及び所有することを主たる目的として設立された会社です。

今般、公開買付者は、マネジメント・バイアウト（MBO）（注）のための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、対象者普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式及び対象者の主要株主であり後藤行宏の配偶者である後藤恵子氏が代表取締役を務めており、後藤行宏及びその親族が全ての議決権を所有する有限会社ゴト一エンタープライズ（所有株式数 3,481,920 株、対象者が平成 23 年 5 月 31 日に提出した第 58 期有価証券報告書に記載された平成 23 年 2 月 28 日現在の発行済株式総数（9,207,753 株）から対象者が同日現在所有する自己株式数を除いた株式数に占める割合（以下「株式所有割合」といいます。）にして 37.82%（小数点以下第三位を四捨五入します。以下、別途の記載がある場合を除き、比率の計算において同様に計算しております。））が所有する対象者普通株式（以下「非応募対象株式」といいます。）を除きます。）を取得し、対象者普通株式を非公開化することを目的として、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施いたします。

公開買付者は、本公開買付けにあたり、後藤行宏（所有株式数 1,226,758 株、株式所有割合 13.32%）、後藤行宏の母である後藤菊枝氏（所有株式数 336,432 株、株式所有割合 3.65%）、後藤行宏の子である後藤久宗氏（所有株式数 176,200 株、株式所有割合 1.91%）、後藤行宏の配偶者である後藤恵子氏（所有株式数 36,378 株、株式所有割合 0.40%）との間で、それぞれが所有する対象者普通株式の全て（合計 1,775,768 株、株式所有割合 19.29%）を本公開買付けに応募する旨の同意を得ております（上記、後藤行宏、後藤菊枝氏、後藤久宗氏及び後藤恵子氏の所有する対象者普通株式の全てを総称して、「本応募対象株式」といいます。）。他方で、後藤行宏は、本公開買付け及びその後の一連の手続により、対象者の抜本的かつ機動的な事業構造の再構築による利益水準の低下やキャッシュ・フローの悪化等といった影響が株主の皆様及びごことを回避し、後藤行宏及び有限会社ゴト一エンタープライズにおいて当該リスクを引き受け、事業構造の再構築を達成することを企図していることから、公開買付者は、有限会社ゴト一エンタープライズから、その所有する非応募対象株式（所有株式数 3,481,920 株、株式所有割合 37.82%）について、本公開買付けに応募しない旨の同意を得ております。

なお、本公開買付けにおいては、(i) 公開買付者との間で、応募する旨の同意を得ている本応募対象株式(1,775,768株)並びに(ii)対象者が平成23年5月31日に提出した第58期有価証券報告書に記載された平成23年2月28日現在の発行済株式総数(9,207,753株)から、対象者が同日現在所有する自己株式数(398株)、本応募対象株式の数(1,775,768株)及び非応募対象株式の数(3,481,920株)を控除した株式数(3,949,667株)の過半数に相当する株式数(1,974,834株)の合計(3,750,602株、株式所有割合40.73%)を買付予定数の下限と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、本公開買付けは、対象者普通株式の全て(但し、対象者の所有する自己株式及び非応募対象株式を除きます。)を取得し、対象者普通株式を非公開化することを目的とするものですので、買付予定数の上限は設けておらず、買付予定数の下限以上の応募があった場合は、応募株券等の全ての買付け等を行います。

また、本公開買付けが成立したものの、これにより公開買付者が対象者の発行済株式の全て(但し、対象者の所有する自己株式及び非応募対象株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、公開買付者は、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」記載の一連の手続の実行を対象者に要請し、かかる手続を経て、公開買付者が対象者の発行済株式の全て(但し、対象者の所有する自己株式及び非応募対象株式を除きます。)を取得し、対象者普通株式の非公開化を実施する予定です。

本取引は、マネジメント・バイアウト(MBO)の手法により行われるものであり、本日現在において公開買付者の発行済株式数の全ては、対象者の代表取締役社長である後藤行宏により所有されており、後藤行宏は、本取引後も、特段の事情がない限り、引き続き対象者の代表取締役社長に留まり、対象者の経営にあたる予定です。

また、公開買付者は、後藤行宏から、本公開買付けの決済後一定期間以内において、公開買付者が新規に発行する普通株式を引き受ける旨(引受け条件の詳細は本日現在において未定ですが、当該株式1株当たりの払込金額は当該新規発行時点における公開買付者の1株当たり純資産を基準として合理的に算定される額とします。)の同意を得ており、後藤行宏は、その所有する対象者普通株式を本公開買付けに応募することによって受領する金銭の全部又は一部をもって払い込む予定です。

なお、対象者の平成23年7月8日付「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、本公開買付けについては、本公開買付けを含む本取引について対象者との間で構造的な利益が相反状態にある後藤行宏を除く対象者の取締役全員が出席した平成23年7月8日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付け価格」といいます。)及び諸条件について対象者の企業価値向上の観点から慎重に検討を行った結果、本公開買付け価格及び諸条件は妥当であり、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により売却の機会を提供するものであると判断し、出席取締役の全員一致により、①本取引の一環として行われる本公開買付けに賛同すること、②対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を勧めることを決議したとのことです。また、上記の取締役会においては、対象者の全ての監査役が審議に参加し、監査役全員が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議のない旨の意見を述べているとのことです。

また、公開買付者は、本公開買付けに係る決済等に要する資金として、本公開買付けの成立を条件に、株式会社静岡銀行から25億円を上限とした貸付け(以下「本件買収ローン」といいます。)を受けることを予定しております。本件買収ローンに係る融資条件の詳細は、別途協議のうえ、本件買収ローンに係る融資契約において定めることとされておりますが、本件買収ローンに係る融資契約では、通常の買収ローンに規定される貸出実行の前提条件、確約事項等のこの種の融資契約に通常定められている契約条件が規定される予定です。本件買収ローンに関しては、①後藤行宏が本日現在において所有する公開買付者の発行済株式の全て、②公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者普通株式及び③後藤行宏が本公開買付けの決済後一定期間以内において引受けにより取得する公開買付者の普通株式に対して担保権が設定されることが予定されています。

(注) マネジメント・バイアウト(MBO)とは、一般的に、買収対象会社の経営陣が買収資金の全部又は一部を出資して、事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

対象者は、昭和 23 年 3 月に静岡県沼津市において故後藤成夫氏により「ゴトー洋服店」として開業し、その後、昭和 29 年 3 月に組織を整備するため「有限会社 ゴトー洋服店」と法人組織化し、昭和 50 年 8 月に「株式会社 ゴトー」と組織変更するまでの間、静岡県東部を中心にチェーンストアとして展開してまいりました。その後、平成 3 年 2 月に日本証券業協会に株式の店頭登録を果たし、平成 16 年 12 月に株式会社ジャスダック証券取引所（現 株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）が運営する JASDAQ（スタンダード））に株式上場を果たしました。

現在、対象者の事業は、(i) 一般顧客に対する DVD・CD・コミックのレンタル、DVD・CD・書籍・ゲームソフト及びハードの販売を行う TSUTAYA 事業、(ii) 書籍・CD 等のリユース販売及び買取り、また、リユーススポーツ用具・衣料、リユースキッズ衣料及びベビー用品の販売並びに買取りをする BOOK OFF 事業、(iii) 新品ゲームソフト及びハードの販売、リユースゲームソフト及びハード（ゲームツタヤを除く）の販売並びに買取りを行うゲーム事業、(iv) メンズ衣料・カジュアル衣料・レディース衣料の販売、ゴルフ・スポーツ用品の新品の販売及び中古品の販売並びに買取りをするファッションその他事業を主な事業としております。

創業の紳士服専門店事業は、昭和 50 年代以降、地域商店街への出店から郊外型大型店舗の出店にシフトし、需要の拡大を受けて売上高・利益ともに大きく成長いたしました。しかしながら、平成 10 年頃には、紳士服専門店の出店余地が少なくなる一方で、店舗を全国展開する大手紳士服チェーンとの出店競争が激化してまいりました。同時に、大手紳士服チェーンを中心に、紳士服の生産拠点をこれまでの国内から中国・東南アジアといった海外に移転することによって、紳士服の低価格化が進んだことにより、対象者の紳士服専門店の事業環境は非常に厳しい状況となったことから、対象者は、事業の選択と集中を決断し、平成 16 年に紳士服販売店舗 15 店舗を譲渡いたしました。

一方で、対象者は紳士服専門店事業で獲得した資金を活用する形でフランチャイジー事業を開始し、平成 6 年に、対象者としての BOOK OFF 1 号店である BOOK OFF 浜松高林店を、平成 7 年に、対象者としての TSUTAYA 1 号店である TSUTAYA 座間ひばりが丘店をそれぞれ出店し、以後フランチャイズ店舗の多店舗化による成長を目指してまいりました。その結果、TSUTAYA 事業及び BOOK OFF 事業の売上高は平成 23 年 2 月期において、それぞれ 5,205 百万円及び 3,097 百万円に成長し、対象者の主力の事業となっております。

しかしながら、BOOK OFF、TSUTAYA を中心に営んでいるカルチャー事業においても、近年、全国的に BOOK OFF、TSUTAYA だけでなく同業種の店舗の出店が増加し出店余地が少なくなり、競合と競争激化、低価格化、CD 市場の縮小、新刊本市場の縮小といった傾向が顕著であり、対象者によれば、かかる傾向は対象者の創業事業である紳士服専門店事業でも起きていた現象と認識しているとのことです。さらに、インターネットによる DVD・CD・書籍等の販売、映像・音楽配信、電子書籍、SNS ビジネスの拡大は、対象者の主力とするカルチャー事業のリアル店舗との競争激化要因と予想され、一段と厳しい経営環境となり、今後は、既存店の収益向上の為、取扱商品や業態の変更、店舗リニューアルや大型化による需要の掘り起こし等、抜本的な改革を実施することが不可欠となっております。

このような対象者を取り巻く経営環境の悪化に伴い、店舗閉鎖等を含む事業の整理を進めた結果、平成 22 年 2 月期は当期純損失 264 百万円を計上し、無配となりました。また、平成 23 年 2 月期においては、売上高は 10,539 百万円と、前年同期比で 15.0% 減となり、不採算店舗への対応及び取扱商品の見直しを進める等、売上高減少による売上高総利益額の減少に対し、販売費及び一般管理費の節減に努めたものの、営業利益は 0 百万円と、前年同期比で 94.0% 減となっております。平成 24 年 2 月期においては、平成 23 年 2 月期に実施した不採算店舗の閉鎖等による収益改善を織り込み、売上高 9,737 百万円、営業利益 96 百万円と見込んでおりますが、これらの施策による利益の創出は限界に達している状況です。

さらに、わが国の経済は、今般の東北地方太平洋沖地震の影響に伴う国内の生産活動の大幅な低下と震災後の消費マインドの悪化による個人消費の低下が予想されており、景気の持ち直しには、かなりの時間がかかる

ものと考えられます。

上記のような厳しい状況を踏まえ、公開買付者の代表取締役であり、対象者の代表取締役社長である後藤行宏は、こうした厳しい事業環境下で対象者が将来にわたって継続的に企業価値を向上させていくためには、中長期的な視点での抜本的かつ機動的な事業構造の再構築が不可欠であり、そのためには更なる経営資源の選択と集中を図りながら、短期的な売上や利益、株価にとらわれず、対象者の創業の精神である“チャレンジ”を断行することが必要であると考えております。

具体的には、「顧客の創造と顧客満足の追及」を具現化する商品の品揃え拡充・見直しや、人材育成、店舗改装等の店舗付加価値の向上、新規事業の開発と既存事業の業態転換も含む抜本的かつ機動的な事業の再構築が必要であるものの、スマートフォンや交流ゲームなどインターネット経由で手軽かつ安価に映像・音楽・ゲームを楽しむことができる時代が到来したことに象徴されるように、急速な技術革新と経営環境が激変する中で、かかる事業構造の再構築を実現するためには相応の時間が必要となると考えているとのことです。さらに、その効果と確実性は予測が難しく、短期的ではありますが、売上規模の縮小や利益水準の低下、キャッシュ・フローの悪化等により、対象者の経営に重大な影響を与え、結果として、収益低下による配当の取り止めや株式市場から十分な評価を得られないことにより、後藤行宏及び有有限会社ゴトーエンタープライズ以外の対象者の株主の皆様に対して多大なる影響を与えてしまう可能性も否定できないと考えております。

また、対象者は平成3年2月に日本証券業協会に株式の店頭登録を果たし、ブランド力の向上、知名度の向上による優れた人材の確保、取引先に対する社会的な信用力の向上等、様々なメリットを享受してまいりましたが、上場を維持するために必要な様々なコスト（株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託に係る費用、金融商品取引法上の有価証券報告書等の継続開示に係る費用、監査報酬、J-SOXへの対応等）の増加や今後さらにIFRS適用に向け人件費等の費用や実務上の負担の増大が見込まれており、株式の上場を維持することが対象者の収益を圧迫する可能性があると考えております。

以上のような状況を踏まえ、後藤行宏は上記のような事業構造の再構築及び取り組みの強化に伴うリスクを対象者の一般株主の皆様への負担に帰せしめることを回避し、上場維持のコストを削減するとともに、対象者の中長期的な企業価値向上のため、簡素化された株主構成の下、短期的な業績に左右されることなく、機動的かつ柔軟な経営判断が遂行できる体制を構築し、事業構造の抜本的な改革及び取り組みの強化を実施していくためには、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により、公開買付者が対象者の全株式（但し、対象者の所有する自己株式及び非応募対象株式を除きます。）を取得して非公開化することが最善の手段であると考えに至りました。そして、後藤行宏は、本取引の実現可能性についての予備的な検討を開始し、平成23年6月1日には、マネジメント・バイアウト（MBO）の実現可能性の精査のための買収監査（デュー・ディリジェンス）の実施等を依頼するため、対象者に対し「第一回提案書」を提出し、対象者の了承を得て、買収監査（デュー・ディリジェンス）を実施しています。また、平成23年6月6日には、本取引を実行するための買収目的会社として公開買付者を設立しました。公開買付者は、平成23年6月22日には、本公開買付けの条件を記載した「第二回提案書」を対象者に提出し、買付価格等の条件の詳細について対象者に提案した上で、対象者との間で協議・検討を行ってまいりました。

具体的には、公開買付者は、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関である大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）による株式価値算定の途中経過、対象者普通株式の市場株価の動向、過去の類似の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例等を総合的に勘案し、対象者に対して、公開買付価格を対象者普通株式1株当たり385円とすることを提案いたしました。その後、公開買付者は、対象者に設置された第三者委員会における協議・検討の結果を踏まえた上で、対象者と協議・交渉を行いました。そして、かかる協議・交渉を通じて、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、マネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われた過去の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び対象者普通株式の市場価格の動向、本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案した結果、当初、対象者に対して提案した公開買付価格を見直すことが適切であるとの判断に至りました。そこで、公開買付者は、大和証券より平成23年7月6日付で取得した株式価値算定書における算定結果を参考に、平成23年7月7日に、改めて、対象者に対し、公開買付価格を対象者普通株式1株当たり395円

とすることを提案したところ、対象者から了承を得られたので、同価格を公開買付価格として、本公開買付けを行うことを決定しました。

なお、後藤行宏は、本取引後も、特段の事情がない限り継続して対象者の経営にあたることを予定しております。また、公開買付者は、本公開買付け実施後に対象者の経営体制を大幅に変更する予定はございません。

(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、本公開買付けがマネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、以下のような措置を実施しました。なお、以下の記述中の対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

① 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関である大和証券より、平成23年7月6日付で株式価値算定書を取得し、参考としております。

大和証券は、採用すべき算定方法を検討の上、市場株価法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値の分析を行いました。大和証券により上記各手法において算定された対象者普通株式の1株当たりの株式価値はそれぞれ以下のとおりです。

i 市場株価法

市場株価法では、対象者普通株式が株式会社大阪証券取引所の開設する市場であるJASDAQ（スタンダード）（以下「JASDAQ」といいます。）に上場されており、株式市場における第三者間の取引価格を反映させる目的で、対象者普通株式の株価及び出来高の推移を勘案し、平成23年7月5日を評価基準日として、直近1ヵ月間の出来高加重平均株価（220円。小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算において同様に計算しております。）、直近3ヵ月間の出来高加重平均株価（220円）及び直近6ヵ月間の出来高加重平均株価（224円）を基に、対象者普通株式1株当たりの株式価値の範囲を220円から224円までと分析しています。

ii 類似会社比較法

次に、類似会社比較法では、事業内容、収益性及び資本構成等について対象者と類似すると考えられる上場企業が存在するため、市場株価法を補完する目的で、対象者と類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を分析し、対象者普通株式1株当たりの株式価値の範囲を335円から386円までと分析しています。

iii DCF法

最後に、DCF法では、対象者は事業計画（※）を作成しており、当該事業計画をベースに将来創出されるキャッシュ・フローを予測し、これに基づく対象者株式価値の分析が可能であり、対象者の本質的な株式価値を表す目的で、対象者の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成24年2月期以降の対象者の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、事業リスク及び財務リスクに応じた割引率（加重平均資本コスト）にて現在価値へ割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式1株当たりの株式価値の範囲を365円から431円までと分析しています。

（※）対象者の業績は平成23年2月期においては、売上高10,539百万円、営業利益0百万円でしたが、同期に不採算店舗の閉鎖等を実施したことによる収益改善を織り込み、平成24年2月期においては、売上高9,737百万円、営業利益96百万円と見込んでおります。また、平成25年2月期以降の収益予想においては大幅な増減益を見込んでいないとのことです。

公開買付者は、大和証券による株式価値算定の結果を参考にしつつ、対象者に設置された第三者委員会にお

ける協議・検討の結果を踏まえた上で、対象者と協議・交渉を行いました。そして、かかる協議・交渉を通じて、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、マネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われた過去の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び対象者普通株式の市場価格の動向、本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、最終的に、平成 23 年 7 月 7 日に、本公開買付価格を 395 円に決定しました。

本公開買付価格 395 円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成 23 年 7 月 7 日の JASDAQにおける対象者普通株式の終値 223 円に対し 77.13%のプレミアムを、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日から遡る過去 1 ヶ月間の終値の単純平均値（220 円）に対し 79.55%のプレミアムを、同過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値（221 円）に対し 78.73%のプレミアムを、同過去 6 ヶ月間の終値の単純平均値（223 円）に対し 77.13%のプレミアムをそれぞれ加えた額に相当します。

なお、公開買付者は大和証券から買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、公開買付者から提示された本公開買付価格の評価を行うにあたり、その意思決定過程の公正性を担保すべく、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しない株式会社KPMG FAS（以下「KPMG」といいます。）に対象者普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成 23 年 7 月 6 日付で同社より株式価値算定書を取得したとのことです。KPMGは、対象者経営陣から事業の現状及び将来の事業計画等の資料の提供を受け、それらの情報を踏まえて株式市価法及びDCF法の各手法を用いて対象者の 1 株当たり株式価値の算定を実施したとのことであり、それぞれの手法において算定された対象者普通株式 1 株当たりの株式価値は以下のとおりです。

i 株式市価法

対象者普通株式は株式市場に上場しており、株価が直接参照可能であるため、株式市価法を採用しました。株式市価法では、平成 23 年 7 月 5 日を評価基準日として、JASDAQにおける対象者普通株式の株価及び出来高の推移を勘案し、直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値（219 円）、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値（221 円）及び直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値（223 円）を基に、対象者普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 219 円から 223 円までと分析しています。

ii DCF法

DCF法は評価対象企業の将来キャッシュ・フローを基礎とするため、対象者の超過収益力や事業リスクを評価に反映させることが可能であることから、DCF法を採用しました。DCF法では、対象者の事業計画（※）、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 24 年 2 月期以降の対象者の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、事業リスク及び財務リスクに応じた割引率（加重平均資本コスト）にて現在価値へ割引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲を 381 円から 405 円までと分析しています。

なお、対象者はKPMGから買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

（※）対象者の業績は平成 23 年 2 月期においては、売上高 10,539 百万円、営業利益 0 百万円でしたが、同期に不採算店舗の閉鎖等を実施したことによる収益改善を織り込み、平成 24 年 2 月期においては、売上高 9,737 百万円、営業利益 96 百万円と見込んでおります。また、平成 25 年 2 月期以降の収益予想においては大幅な増減益を見込んでいないとのことです。

② 対象者における第三者委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、平成 23 年 6 月 6 日、本公開買付けに係る対象者の意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を担保するために、対象者、公開買付者及び支配株主から独立した外部有識者によって構成される第三者委員会（第三者委員会の委員としては、公開買付者、対象者及び支配株主から独立性を有し、監督能力及びアドバイス能力並びに専門知識を備えている、松本宗大氏（弁護士。スクワイヤ・サンダース・三木・吉田外国法共同事業法律特許事務所）、橋本卓也氏（公認会計士。株式会社エスネットワークス）及び須山敏氏（会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改

正を含みます。以下同じ。)の規定する社外監査役であり、大阪証券取引所の規定に基づく独立役員として指定・届出されている。)の3氏を選定したとのことです。各委員と公開買付者及び対象者との間には、上記のとおり須山敏氏が対象者の社外監査役である関係を除き、現在及び過去において取引関係は一切ないとのことです。)を設置し、対象者の取締役会が本取引の一環として行われる本公開買付けに関して意思決定を行う前提として、(a)本取引の目的の正当性(本取引による対象者企業価値の向上の有無)、(b)公開買付価格の公正性、(c)意思決定に至る手続の適正性、(d)上記を踏まえ、対象者の意思決定が少数株主に不利益でないことにつき、対象者の取締役会に対して答申を行うことを諮問する決議を行ったとのことです。

第三者委員会は、平成23年6月10日に設置以降、合計5回にわたり委員会を開催し、対象者の取締役会からの諮問事項に関し、慎重に検討を行ったとのことです。第三者委員会は、かかる検討にあたり、公開買付者及び対象者から独立したリーガルアドバイザーであるTMI総合法律事務所から、委員会の運営全般につき法的助言を受けつつ、対象者から本取引の背景、検討状況及び対象者の本取引に対する考え方について説明を受けており、また、KPMGが対象者に提出した株式価値算定書を参考にするとともに、KPMGから対象者の普通株式の株式価値算定に関する説明を受けたとのことです。

第三者委員会は、かかる経緯の下、諮問事項について慎重に検討を重ねた結果、平成23年7月7日付で、対象者の取締役会に対し、(a)本取引の目的の正当性を疑わせる事情は見当たらず、本取引の実行により対象者の企業価値の向上が見込まれると判断することには合理性がある、(b)本公開買付価格の公正性が確保されていると判断することは合理性がある、(c)本取引においては、利益相反の回避の観点から、適切な措置が講じられており、これに従い本公開買付けに賛同する旨、対象者の株主には応募を推奨する旨決議がなされた場合には、公正な手続によってなされたものと評価できる、(d)上記を踏まえると、対象者の取締役会が、少数株主にとって特段不利益なものではないと判断し、上記賛同決議を行うことは、取締役として合理的な判断である旨の答申を行うことを、委員全員一致で決議したとのことです。

③ 独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、その意思決定過程における透明性及び合理性を確保するため、リーガルアドバイザーとして、公開買付者及び対象者から独立した第三者であるTMI総合法律事務所を選任し、本取引及び本公開買付けにおける意思決定過程、意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を依頼しました。同事務所は、必要に応じて対象者の取締役会との間で協議を行い、本取引及び本公開買付けによって実現することが見込まれる対象者の企業価値向上の具体的内容等について説明を受けたほか、その他法的助言にあたり関連する情報を取得しております。対象者は、TMI総合法律事務所から本取引及び本公開買付けにおける意思決定過程、意思決定方法その他の留意点に関する助言を受け、当該助言を参考に、対象者の企業価値向上の観点から本取引及び本公開買付けにつき慎重に協議・検討を行ったとのことです。

なお、公開買付者は、公開買付者及び対象者から独立したリーガルアドバイザーである佐藤総合法律事務所から、本公開買付けに対する価格決定プロセス、意思決定プロセス等について法的助言を受けております。

④ 利害関係を有しない対象者の取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役のうち後藤行宏は、公開買付者の代表取締役を兼任していることから、本公開買付けを含む本取引に関して対象者と構造的な利益相反状態にあることに鑑み、本取引に関連して開催された対象者の取締役会における全ての審議及び決議に参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉にも参加していないとのことです。

対象者の取締役会は、KPMGより取得した株式価値算定書を参考にした上で、TMI総合法律事務所からの本取引における意思決定過程・意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を受けつつ、公開買付者との間で本公開買付価格及び企業価値向上策等の諸条件につき協議・交渉を行いました。その上で、対象者の取締役会は、平成23年7月8日開催の対象者の取締役会において、KPMGより取得した株式価値算定書を参考にしつつ、第三者委員会の答申を踏まえ、本公開買付けを含む本取引について対象者との間で構造的な利益が相反状態にある後藤行宏以外の対象者の取締役全員が出席の下、本公開買付価格及び諸条件について対象者の

企業価値向上の観点から慎重に検討を行った結果、対象者普通株式を非公開化した上で、簡素化された株主構成の下、短期的な業績に左右されることなく、機動的かつ柔軟な経営判断が遂行できる体制を構築し、事業構造の抜本的な改革及び取り組みの強化を実施していくことが、対象者の中長期的な企業価値向上に資するとの結論に至り、また、KPMGより取得した株式価値算定書、第三者委員会の答申、対象者と公開買付者との交渉の経緯及び過去の類似の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例等を総合的に勘案した結果、本公開買付価格及び諸条件は妥当であり、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けへの応募を勧める旨を出席取締役全員一致により決議しているとのことです。また、上記取締役会には全ての監査役が審議に参加し、監査役全員が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

⑤ 買付価格の公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、本公開買付けの公開買付期間について、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、30 営業日としております。公開買付期間を比較的長期にすることにより、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外の者にも対象者普通株式に対して買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。また、公開買付者と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

⑥ 買付予定の株券等の数の下限の設定

公開買付者は、本応募対象株式を所有する株主以外の対象者の株主の皆様を尊重するため、(i) 上記の各株主の所有する対象者普通株式の合計である本応募対象株式 (1,775,768 株) 並びに (ii) 対象者が平成 23 年 5 月 31 日に提出した第 58 期有価証券報告書に記載された平成 23 年 2 月 28 日現在の発行済株式総数 (9,207,753 株) から、対象者が同日現在所有する自己株式数 (398 株)、本応募対象株式の数 (1,775,768 株) 及び非応募対象株式の数 (3,481,920 株) を控除した株式数 (3,949,667 株) の過半数に相当する株式数 (1,974,834 株) の合計 (3,750,602 株、株式所有割合 40.73%) を買付予定数の下限と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。このように、公開買付者は、本応募対象株式の応募に加えて、本応募対象株式、非応募対象株式及び対象者が所有する自己株式以外の対象者普通株式の過半数の応募がない場合には、本公開買付けを行わないこととし、対象者の少数株主の皆様を尊重した買付予定数の下限の設定を行っております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針 (いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、本公開買付けにより対象者普通株式の全て (但し、対象者が所有する自己株式及び非応募対象株式を除きます。) を取得できなかった場合には、本公開買付け成立後に、以下の方法により、公開買付者が対象者普通株式の全て (但し、対象者が所有する自己株式及び非応募対象株式を除きます。) を取得するための手続を実施することを予定しております。

すなわち、本公開買付けの成立後、公開買付者は、①対象者において対象者普通株式とは別個の種類株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②全ての対象者普通株式に全部取得条項 (会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。) を付す旨の定款変更を行うこと、及び③全部取得条項が付された対象者普通株式の全部 (但し、対象者が所有する自己株式を除きます。) の取得と引き換えに別個の種類対象者の株式を交付すること (なお、交付する別個の種類対象者の株式について、上場申請は行わない予定です。) のそれぞれを付議議案に含む対象者の臨時株主総会を本公開買付けの決済日後 3 ヶ月以内 (平成 23 年 11 月頃まで) を目処に開催する

ことを、対象者に対して要請する予定です。また、上記臨時株主総会にて上記①の付議議案が承認されますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②に係る定款変更の効力を生じさせるには、会社法第111条第2項第1号に基づき、上記臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者普通株式を所有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会の決議が必要となるため、公開買付者は、対象者に対し、上記②の定款一部変更を付議議案に含む対象者普通株式の株主の皆様による種類株主総会の開催を要請する予定です。上記の各議案が上程された場合、公開買付者は、上記臨時株主総会及び種類株主総会においてこれらの各議案に賛成する予定です。

上記の各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての対象者普通株式は全部取得条項が付された上で、その全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）が対象者に取得されることとなり、対象者の株主（対象者を除きます。）の皆様には当該取得の対価として別個の種類の対象者の株式が交付されることとなりますが、対象者の株主の皆様のうち交付されるべき当該別個の種類の対象者の株式の数が1株に満たない端数となる株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別個の種類の対象者の株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類の対象者の株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主の皆様が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された対象者普通株式の取得の対価として交付する対象者の株式の種類及び数は、本日現在未定ですが、公開買付者及び有限会社ゴトーエンタープライズが対象者の発行済株式の全てを所有することとなるよう、公開買付者及び有限会社ゴトーエンタープライズ以外の本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様へ交付しなければならない対象者の株式の数が1に満たない端数となるよう決定する予定です。

上記各手続に関連する少数株主の皆様のご権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定としては、(a) 上記②の対象者普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(b) 上記③の全部取得条項が付された対象者普通株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様は、裁判所に対し、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。これらの(a)又は(b)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。なお、本公開買付けは、上記臨時株主総会及び種類株主総会における対象者の株主の皆様のご賛同を勧誘するものではありません。

(5) 上場廃止となる見込みがある旨及び上場廃止を目的とする理由

対象者普通株式は、本日現在、JASDAQに上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないことから、本公開買付けの結果次第では、対象者普通株式は、JASDAQの上場廃止基準に該当し、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点において当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの成立後に、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、適用法令に従い、公開買付者及び有限会社ゴトーエンタープライズが対象者の発行済株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することを予定しておりますので、その場合にも対象者普通株式は上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者普通株式をJASDAQにおいて取引することはできなくなります。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	株式会社 ゴトー																					
② 所 在 地	静岡県沼津市緑ヶ丘 10 番地の 1																					
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 後藤 行宏																					
④ 事 業 内 容	カルチャー事業、ファッション事業																					
⑤ 資 本 金	2,546,671 千円 (平成 23 年 2 月 28 日現在)																					
⑥ 設 立 年 月 日	昭和 29 年 3 月 25 日																					
⑦ 大 株 主 及 び 持 株 比 率 (平成 23 年 2 月 28 日現在)	<table> <tr> <td>有限会社ゴトーエンタープライズ</td> <td>37.81%</td> </tr> <tr> <td>後藤行宏</td> <td>13.32%</td> </tr> <tr> <td>有限会社ジーティー企画</td> <td>5.43%</td> </tr> <tr> <td>ゴトー共栄会</td> <td>4.68%</td> </tr> <tr> <td>後藤全弘</td> <td>4.16%</td> </tr> <tr> <td>後藤菊枝</td> <td>3.65%</td> </tr> <tr> <td>株式会社三菱東京UFJ銀行</td> <td>2.50%</td> </tr> <tr> <td>ジャンボーホールディングス株式会社</td> <td>2.05%</td> </tr> <tr> <td>後藤久宗</td> <td>1.91%</td> </tr> <tr> <td>株式会社静岡銀行 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)</td> <td>1.87%</td> </tr> </table>		有限会社ゴトーエンタープライズ	37.81%	後藤行宏	13.32%	有限会社ジーティー企画	5.43%	ゴトー共栄会	4.68%	後藤全弘	4.16%	後藤菊枝	3.65%	株式会社三菱東京UFJ銀行	2.50%	ジャンボーホールディングス株式会社	2.05%	後藤久宗	1.91%	株式会社静岡銀行 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	1.87%
有限会社ゴトーエンタープライズ	37.81%																					
後藤行宏	13.32%																					
有限会社ジーティー企画	5.43%																					
ゴトー共栄会	4.68%																					
後藤全弘	4.16%																					
後藤菊枝	3.65%																					
株式会社三菱東京UFJ銀行	2.50%																					
ジャンボーホールディングス株式会社	2.05%																					
後藤久宗	1.91%																					
株式会社静岡銀行 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	1.87%																					
⑧ 買 付 者 と 対 象 者 の 関 係	資本関係	公開買付者と対象者との間には、記載すべき資本関係はありません。なお、対象者の代表取締役社長である後藤行宏が公開買付者の議決権の 100%を所有しております。																				
	人的関係	公開買付者の代表取締役である後藤行宏は、対象者の代表取締役社長を兼務しております。																				
	取引関係	該当事項はありません。																				
	関連当事者への該当状況	対象者の代表取締役社長である後藤行宏が公開買付者の議決権の 100%を所有しているため、公開買付者の関連当事者に該当します。																				

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 23 年 7 月 11 日 (月曜日) から平成 23 年 8 月 22 日 (月曜日) まで (30 営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

① 普通株式 1 株につき金 395 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関である大和証券より、平成 23 年 7 月 6 日付で株式価値算定書を取得し、参考としております。

大和証券は、採用すべき算定方法を検討の上、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用い

て対象者の株式価値の分析を行いました。大和証券により上記各手法において算定された対象者普通株式の1株当たりの株式価値はそれぞれ以下のとおりです。

i 市場株価法

市場株価法では、対象者普通株式が大阪証券取引所の開設する市場であるJASDAQに上場されており、株式市場における第三者間の取引価格を反映させる目的で、対象者普通株式の株価及び出来高の推移を勘案し、平成23年7月5日を評価基準日として、直近1ヵ月間の出来高加重平均株価(220円)、直近3ヵ月間の出来高加重平均株価(220円)及び直近6ヵ月間の出来高加重平均株価(224円)を基に、対象者普通株式1株当たりの株式価値の範囲を220円から224円までと分析しています。

ii 類似会社比較法

次に、類似会社比較法では、事業内容及び収益性及び資本構成等について対象者と類似すると考えられる上場企業が存在するため、市場株価法を補完する目的で、対象者と類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を分析し、対象者普通株式1株当たりの株式価値の範囲を335円から386円までと分析しています。

iii DCF法

最後に、DCF法では、対象者は事業計画(※)を作成しており、当該事業計画をベースに将来創出されるキャッシュ・フローを予測し、これに基づく対象者株式価値の分析が可能であり、対象者の本質的な株式価値を表す目的で、対象者の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成24年2月期以降の対象者の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、事業リスク及び財務リスクに応じた割引率(加重平均資本コスト)にて現在価値へ割引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者普通株式1株当たりの株式価値の範囲を365円から431円までと分析しています。

(※) 対象者の業績は平成23年2月期においては、売上高10,539百万円、営業利益0百万円でしたが、同期に不採算店舗の閉鎖等を実施したことによる収益改善を織り込み、平成24年2月期においては、売上高9,737百万円、営業利益96百万円と見込んでおります。また、平成25年2月期以降の収益予想においては大幅な増減益を見込んでいないとのことです。

公開買付者は、大和証券による株式価値算定の結果を参考にしつつ、対象者に設置された第三者委員会における協議・検討の結果を踏まえた上で、対象者と協議・交渉を行い、かかる協議・交渉を通じて、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、マネジメント・バイアウト(MBO)の一環として行われた過去の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び対象者普通株式の市場価格の動向、本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、最終的に、平成23年7月7日に、本公開買付価格を395円に決定しました。

本公開買付価格395円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成23年7月7日のJASDAQにおける対象者普通株式の終値223円に対し77.13%のプレミアムを、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日から遡る過去1ヵ月間の終値の単純平均値(220円)に対し79.55%のプレミアムを、同過去3ヵ月間の終値の単純平均値(221円)に対し78.73%のプレミアムを、同過去6ヵ月間の終値の単純平均値(223円)に対し77.13%のプレミアムをそれぞれ加えた額に相当します。

なお、公開買付者は大和証券から買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

② 算定の経緯

(買付価格の決定に至る経緯)

公開買付者の代表取締役であり、対象者の代表取締役社長である後藤行宏は、厳しい事業環境下で対象者が将来にわたって継続的に企業価値を向上させていくためには、中長期的な視点での抜本的かつ機動的な事業構造の再構築が不可欠であり、そのためには更なる経営資源の選択と集中を図りながら、短期的な売上や利益、株価にとらわれず、対象者の創業の精神である“チャレンジ”を断行することが必要であると考えております。

具体的には、「顧客の創造と顧客満足の追及」を具現化する商品の品揃え拡充・見直しや、人材育成、店舗改装等の店舗付加価値の向上、新規事業の開発と既存事業の業態転換も含む抜本的かつ機動的な事業の再構築が必要であるものの、スマートフォンや交流ゲームなどインターネット経由で手軽かつ安価に映像・音楽・ゲームを楽しむことができる時代が到来したことに象徴されるように、急速な技術革新と経営環境が激変する中で、かかる事業構造の再構築を実現するためには相応の時間が必要となると考えているとのことです。さらにその効果と確実性は予測が難しく、短期的ではありますが、売上規模の縮小や利益水準の低下、キャッシュ・フローの悪化等により、対象者の経営に重大な影響を与え、結果として、収益低下による配当の取り止めや株式市場から十分な評価を得られないことにより、後藤行宏及び有限会社ゴトーエンタープライズ以外の対象者の株主の皆様に対して多大なる影響を与えてしまう可能性も否定できないと考えております。また、対象者は平成3年2月に日本証券業協会に株式の店頭登録を果たし、ブランド力の向上、知名度の向上による優れた人材の確保、取引先に対する社会的な信用力の向上等、様々なメリットを享受してまいりましたが、上場を維持するために必要な様々なコスト（株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託に係る費用、金融商品取引法上の有価証券報告書等の継続開示に係る費用、監査報酬、J-SOXへの対応等）の増加や今後さらにIFRS適用に向け人件費等の費用や実務上の負担の増大が見込まれており、株式の上場を維持することが対象者の収益を圧迫する可能性があると考えております。

以上のような状況を踏まえて、後藤行宏は上記のような事業構造の再構築及び取り組みの強化に伴うリスクを対象者の一般株主の皆様への負担に帰せしめることを回避し、上場維持のコストを削減するとともに、対象者の中長期的な企業価値向上のため、簡素化された株主構成の下、短期的な業績に左右されることなく、機動的かつ柔軟な経営判断が遂行できる体制を構築し、事業構造の抜本的な改革及び取り組みの強化を実施していくためには、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により、公開買付者が対象者の全株式（但し、対象者の所有する自己株式及び非応募対象株式を除きます。）を取得して非公開化することが最善の手段であると考えてに至りました。そして、後藤行宏は、本取引の実現可能性についての予備的な検討を開始し、平成23年6月1日には、マネジメント・バイアウト（MBO）の実現可能性の精査のための買収監査（デュー・ディリジェンス）の実施等を依頼するため、対象者に対し「第一回提案書」を提出し、対象者の了承を得て、買収監査（デュー・ディリジェンス）を実施しています。また、平成23年6月6日には、本取引を実行するための買収目的会社として公開買付者を設立しました。公開買付者は、平成23年6月22日には、本公開買付けの条件を記載した「第二回提案書」を対象者に提出し、買付価格等の条件の詳細について対象者に提案した上で、対象者との間で協議・検討を行ってまいりました。

具体的には、公開買付者は、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関である大和証券による株式価値算定の途中経過、対象者普通株式の市場株価の動向、過去の類似の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例等を総合的に勘案し、対象者に対して、公開買付価格を対象者普通株式1株当たり385円とすることを提案いたしました。その後、公開買付者は、大和証券より平成23年7月6日付で株式価値算定書を取得し、対象者に設置された第三者委員会における協議・検討の結果を踏まえた上で、対象者と協議・交渉を行いました。そして、かかる協議・交渉を通じて、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、マネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われた過去の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び対象者普通株式の市場株価の動向、本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案した結果、当初、対象者に対して提案した公開買付価格を見直すことが適切であるとの判断に至りました。そこで公開買付者は、大和証券より平成23年7月6日付で取得した株式価値算定書における算定結果を参考に、平成23年7月7日に改めて、対象者に対し、公開買付価格を対象者普通株式1株当たり395円とすることを提案したところ、対象者から了承を得られたので、同価格を公開買付価格として、本公開買付けを行うことを決定しました。

（買付価格の公正を担保するための措置）

「1. 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

③ 算定機関との関係

大和証券は公開買付者及び対象者とは独立した第三者算定機関であり、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
5,725,435 (株)	3,750,602 (株)	— (株)

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(3,750,602株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(3,750,602株)以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大数である5,725,435株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者が平成23年5月31日に提出した第58期有価証券報告書に記載された平成23年2月28日現在の発行済株式総数(9,207,753株)から、上記有価証券報告書に記載された平成23年2月28日現在の自己株式数(398株)及び非応募対象株式の合計数(3,481,920株)を控除した株式数です。

(注3) 本公開買付けにおいては、対象者の単元未満株式についても買付けの対象となります。なお、会社法に従って対象者株主の皆様による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令に従い、公開買付け期間中に自己の株式を買取ることがあります。

(注4) 買付予定数の下限は、①本応募対象株式の合計数(1,775,768株)、並びに②上記有価証券報告書に記載された平成23年2月28日現在の発行済株式総数(9,207,753株)から、上記有価証券報告書に記載された平成23年2月28日現在の自己株式数(398株)、本応募対象株式の合計数(1,775,768株)及び非応募対象株式の合計数(3,481,920株)を控除した株式数(3,949,667株)の過半数に相当する株式数(1,974,834株)の2つを合計して求められた株式数(3,750,602株、株式所有割合40.73%)を記載しております。

(注5) 対象者が所有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	52,990 個	(買付け等前における株券等所有割合 57.55%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	57,254 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主の議決権の数	92,065 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有株券等についても、非応募対象株式に該当するもの(合計3,481,920株)を除き、本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」について、非応募対象株式に該当するもの(合計3,481,920株)に係る議決権の数(34,819個)として計算しております。

(注2) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(5,725,435株)の券等に係る議決権の数を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が平成23年5月31日に提出した第58有価証券報告書に記載された平成23年2月28日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。但し、単元未満株式も本公開買付けの対象となるため(但し、対象者の所有する

自己株式数を除きます。）、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、当該有価証券報告書に記載された平成23年2月28日現在の対象者の発行済株式総数（9,207,753株）から、上記有価証券報告書に記載された平成23年2月28日現在の自己株式数（398株）を控除した株式数（9,207,355株）に係る議決権の数である92,073個を分母として計算しております。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 2,261,546,825 円

(注) 買付代金は、買付予定数(5,725,435株)に本公開買付価格(395円)を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
大和証券株キャピタル・マーケット株式会社（復代理人）	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

② 決済の開始日

平成23年8月29日（月曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地（外国人株主等の場合はその常任代理人の住所）宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか（送金手数料がかかる場合があります。）、公開買付代理人又は復代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

④ 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等の買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以降遅滞なく、応募が行われた時の公開買付代理人又は復代理人に開設した応募株主口座の状態に戻すことにより返還します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（3,750,602株）に満たない場合は、公開買付者は応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（3,750,602株）以上の場合は、公開買付者は応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至リ及びブ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ、第5号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第3号ヌについては、同号イからリまでに掲げる事実に基づき、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時までに応募受けをした公開買付代理人（復代理人にて応募受けをした場合には復代理人）の各本店又は全国各支店に解除書面（公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者：

大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 (その他の大和証券株式会社全国各支店)
大和証券キャピタル・マーケット株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 (その他の大和証券キャピタル・マーケット株式会社全国各支店)

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを要求されることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報又は書類（その写しも含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、本公開買付け若しくは応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含むが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を利用していないこと、及び、他の者の裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成 23 年 7 月 11 日（月曜日）

(11) 公開買付代理人

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号
大和証券キャピタル・マーケット株式会社（復代理人） 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号

3. 公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針については、「1. 買付等の目的」の「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」並びに「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照下さい。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 公開買付者と対象者又はその役員等との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けにおける対象者普通株式の買付価格その他の本公開買付けの諸条件は、対象者の株主の皆様にとって妥当なものであり、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、平成 23 年 7 月 8 日開催の取締役会において、本公開買付けを含む本取引について対象者との間で構造的な利益が相反状態にある後藤行宏を除く対象者の取締役全員が審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明すること及び対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を勧めることを決議したとのことです。この他、上記取締役会には、対象者の監査役全員が出席し、いずれも対象者の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べているとのことです。

公開買付者は、公開買付者の代表取締役及び対象者の代表取締役社長である後藤行宏から、その所有する対象者普通株式の全て（所有株式数 1,226,758 株、株式所有割合 13.32%）を本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。

また、本取引は、マネジメント・バイアウト（MBO）の手法により行われるものであり、本日現在において公開買付者の発行済株式数の全ては、対象者の代表取締役社長である後藤行宏により所有されており、後藤行宏は、本取引後も、特段の事情がない限り、引き続き対象者の代表取締役社長に留まり、対象者の経営にあたる予定です。

また、公開買付者は、後藤行宏から、本公開買付けの決済後一定期間以内において、公開買付者が新規に発行する普通株式を引き受ける旨（引受け条件の詳細は本日現在において未定ですが、当該株式1株当たりの払込金額は当該新規発行時点における公開買付者の1株当たり純資産を基準として合理的に算定される額とします。）の同意を得ており、後藤行宏は、その所有する対象者普通株式を本公開買付けに応募することによって受領する金銭の全部又は一部をもって払い込む予定です。

② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程

「1. 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、理由及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照下さい。

③ 利益相反を回避するための措置

「1. 買付け等の目的」の「(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照下さい。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 「平成24年2月期第1四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）」の公表

対象者は、平成23年7月8日に「平成24年2月期第1四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）」を公表しております。当該公表に基づく、同期の対象者の損益状況は以下のとおりです。以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検討する立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。なお、対象者は、公開買付期間中（平成23年7月15日）に、平成24年2月期（第59期）第1四半期に係る四半期報告書を提出する予定であるとのことです。

①損益の状況

決算年月	平成24年2月期 (第59期) 第1四半期累計(会計)期間
売上高(千円)	2,435,887
売上原価(千円)	1,279,052
販売費及び一般管理費(千円)	1,070,542
営業外収益(千円)	148,492
営業外費用(千円)	95,670
四半期純利益(千円)	△2,953

② 1株当たりの状況

決算年月	平成24年2月期 (第59期) 第1四半期累計(会計)期間
1株当たり四半期純損益(円)	△0.32
1株当たり配当額(円)	-
1株当たり純資産額(円)	1,085.97

(2) 「平成24年2月期配当予想に関するお知らせ」の公表

対象者が平成23年7月8日に公表した「平成24年2月期配当予想に関するお知らせ」によれば、対象者は、平成23年7月8日開催の対象者の取締役会において、株式会社Gプランニングによる本公開買付けが成立することを条件に、平成24年2月期の期末配当を行わないことを決議したとのことです。

以 上